

令和7年第1回（3月）

川口市議会定例会

一般議案

（議案第39号～議案第84号）

令和7年第1回（3月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第 39号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	1
議案第 40号	川口市職員定数条例の一部を改正する条例	5
議案第 41号	川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	6
議案第 42号	川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第 43号	川口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第 44号	川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第 45号	川口総合文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	10
議案第 46号	川口市鳩ヶ谷集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例	15
議案第 47号	川口市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	16
議案第 48号	川口市社会福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	17
議案第 49号	川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	19
議案第 50号	川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	20
議案第 51号	川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	22
議案第 52号	川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	23
議案第 53号	川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	24

議案第	54号	川口市敬老祝金贈呈条例の一部を改正する条例……………	26
議案第	55号	川口市老人デイサービスセンター設置及び管理条例の一部を 改正する条例……………	27
議案第	56号	川口市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例の一部 を改正する条例……………	28
議案第	57号	川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	29
議案第	58号	川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例……………	30
議案第	59号	川口市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例……………	33
議案第	60号	川口市立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例……	34
議案第	61号	川口市中小企業融資条例の一部を改正する条例……………	36
議案第	62号	川口市土砂の堆積等の規制に関する条例を廃止する条例…………	37
議案第	63号	川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条 例……………	39
議案第	64号	川口市都市公園条例の一部を改正する条例……………	51
議案第	65号	川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例……………	52
議案第	66号	川口市水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改 正する条例の一部を改正する条例……………	53
議案第	67号	川口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 の一部を改正する条例……………	54
議案第	68号	川口市川口駅周辺再整備基金条例……………	55
議案第	69号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	56
議案第	70号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	57
議案第	71号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	58
議案第	72号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	59
議案第	73号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	60
議案第	74号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	61
議案第	75号	訴えの提起について（一般被保険者返納金の請求）……………	62

議案第	76号	訴えの提起について（一般被保険者返納金の請求）	63
議案第	77号	訴えの提起について（一般被保険者返納金の請求）	64
議案第	78号	訴えの提起について（一般被保険者返納金の請求）	65
議案第	79号	訴えの提起について（一般被保険者返納金の請求）	66
議案第	80号	包括外部監査契約の締結について	67
議案第	81号	市道路線の認定について（鳩ヶ谷第467-1号線）	68
議案第	82号	川口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	69
議案第	83号	人権擁護委員の候補者の推薦について	70
議案第	84号	人権擁護委員の候補者の推薦について	71

議案第 39号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(川口市消防団条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 川口市消防団条例（昭和25年告示第50号）第6条第1号及び第7条第3号
- (2) 川口市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の3第1項第1号及び第3項第1号
- (3) 現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年条例第58号）第14条第3項第1号
- (4) 川口市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第68号）第18条第1項第1号及び第5項第2号、第19条の見出し及び同条第1項第1号、第20条第1項第1号並びに第22条第4項
- (5) 川口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第45号）第6条第1号
- (6) 川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例（昭和42年条例第5号）第6条の2第3号及び第4号並びに第6条の3第1項第1号及び第3項第1号
- (7) 川口市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和42年条例第16号）第6条の2第3号及び第4号並びに第6条の3第1項第1号及び第3項第1号
- (8) 川口市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（昭和42年条例第34号）第6条の2第3号及び第4号並びに第6条の3第1項第1号及び第3項第1号
- (9) 川口市下水道条例（昭和47年条例第27号）第6条の2第3号
- (10) 川口市常勤の監査委員の給与等に関する条例（平成5年条例第9号）第6条の2第3号及び第4号並びに第6条の3第1項第1号及び第3項第1号
- (11) 川口市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成18年条例第32号）第7条第3号及び第4号並びに第8条第1項第1号及び第3項第1号
- (12) 川口市職員の分限に関する条例（平成30年条例第6号）第10条第1項

(川口市情報公開・個人情報保護等審査会条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 川口市情報公開・個人情報保護等審査会条例（平成12年条例第52号）第16条
- (2) 川口市屋外広告物条例（平成19年条例第27号）第55条
- (3) 川口市浄化槽保守点検業者登録条例（平成29年条例第95号）第20条
- (4) 川口市個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第45号）附則第7項及び第8項

(川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に、「50万円」を「500,000円」に改める。

- (1) 川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成28年条例第70号）第33条
- (2) 川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（平成30年条例第14号）第21条

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑

のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(川口市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条第2号の規定による改正後の川口市職員の給与に関する条例第16条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(川口市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条第4号の規定による改正後の川口市職員退職手当支給条例第18条第1項及び第5項、第19条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第22条第4項並びに川口市職員退職手当支給条例第22条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条第6号の規定による改正後の川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例第6条の3第1項（第1号に

係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(川口市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条第7号の規定による改正後の川口市教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(川口市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条第8号の規定による改正後の川口市上下水道事業管理者の給与等に関する条例第6条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(川口市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条第10号の規定による改正後の川口市常勤の監査委員の給与等に関する条例第6条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(川口市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条第11号の規定による改正後の川口市病院事業管理者の給与等に関する条例第8条第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 40号

川口市職員定数条例の一部を改正する条例

川口市職員定数条例（昭和45年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2,625人」を「2,650人」に改め、同項第6号中「9人」を「8人」に改め、同項第8号中「606人」を「610人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 41号

川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第14条第2項第20号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日をこの条例による改正後の川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の2第2項の規定により請求する1の期間の初日とする同項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）をしようとする職員は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該請求をすることができる。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 42号

川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条第9号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 43号

川口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

川口市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 44号

川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例
川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年条例第17号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第12号までを
1号ずつ繰り上げる。

第4条中「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 45号

川口総合文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口総合文化センター設置及び管理条例（平成元年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「展示ホール」を「イベントホール」に改め、「、応接室」を削り、「練習室及びギャラリー」を「スタジオ及び多目的ルーム」に改める。

別表の1メインホールの利用料金の表中

「

66,200円	116,400円	149,500円	278,700円
73,600	129,200	166,600	309,700
92,900	163,300	210,300	389,800
106,700	186,800	240,200	445,300
133,400	233,800	300,000	557,400
103,500	181,500	233,800	433,500
118,500	207,100	266,900	495,500
148,400	259,500	334,200	619,400

」

を

「

76,300円	133,500円	171,600円	320,500円
83,900	146,800	188,700	352,500
106,800	186,900	240,300	448,700
122,000	213,500	274,500	512,800
152,600	267,000	343,300	641,000
117,500	205,600	264,300	493,500
134,200	234,800	301,900	564,000
167,800	293,600	377,500	705,000

」

に改

める。

別表の2音楽ホールの利用料金の表中

「

円	円	円	円
---	---	---	---

」

26,600	48,000	61,900	115,300
29,900	53,300	68,300	128,100
38,400	67,200	86,500	161,200
43,700	76,800	99,300	183,600
54,400	96,100	123,800	230,600
42,700	74,700	96,100	179,400
49,100	85,400	110,000	205,000
60,800	106,700	137,700	256,300

を

31,500	55,100	70,800	132,500
34,600	60,500	77,800	145,700
44,100	77,100	99,200	185,500
50,400	88,200	113,400	212,000
63,000	110,200	141,700	265,000
48,500	84,800	109,100	203,900
55,500	97,100	124,800	233,100
69,300	121,200	155,900	291,400

に改

める。

別表の3催し広場の利用料金の表中

9,610	18,100	22,400	42,700
10,670	19,200	25,600	48,000
13,800	24,500	32,000	59,800
16,000	28,800	36,300	68,300
20,200	36,300	45,900	86,500
16,000	27,700	36,300	67,200
18,100	32,000	40,500	76,800
22,400	39,500	52,100	96,100

を

11,600 円	20,300 円	26,100 円	49,100 円
12,800	22,400	28,800	54,000
16,300	28,500	36,600	68,700
18,600	32,500	41,800	78,500
23,300	40,700	52,400	98,200
18,000	31,500	40,500	75,600
20,500	35,800	46,100	86,400
25,700	44,900	57,800	108,000

に改

める。

別表の4展示ホールの利用料金の表中「展示ホール」を「イベントホール」に、

17,000 円	29,900 円	38,400 円	71,500 円
19,200	33,100	42,700	80,000
23,400	41,600	54,400	100,300
26,600	48,000	61,900	115,300
34,100	59,800	76,800	144,100
26,600	46,900	59,800	112,100
29,900	53,300	68,300	128,100
38,400	67,200	86,500	160,100

を

19,500 円	34,100 円	43,800 円	82,200 円
21,500	37,600	48,300	90,400
27,300	47,700	61,400	115,000
31,300	54,700	70,400	131,500
39,100	68,400	87,900	164,400
30,100	52,600	67,700	126,500

に改

34,400	60,200	77,400	144,600
43,000	75,200	96,700	180,800

める。

別表の5リハーサル室・楽屋等の利用料金の表及び別表の6会議室等の利用料金の表を次のように改める。

5 リハーサル室・楽屋等の利用料金

時間区分 利用区分	午 前 9時～正午	午 後 1時～5時	夜 間 6時～10 時	全 日 午前9時～ 午後10時
リハーサル室207	円 1,760	円 1,760	円 1,760	円 4,410
リハーサル室404	1,170	1,170	1,170	2,940
楽屋101	1,980	1,980	1,980	4,950
楽屋201	740	740	740	1,850
楽屋202	1,070	1,070	1,070	2,690
楽屋203	1,960	1,960	1,960	4,900
楽屋204	1,960	1,960	1,960	4,900
楽屋205	4,160	4,160	4,160	10,400
楽屋206	2,080	2,080	2,080	5,220
楽屋301	1,710	1,710	1,710	4,280
楽屋302	4,160	4,160	4,160	10,400
控室401	2,060	2,060	2,060	5,150
控室402	690	690	690	1,740
控室403	1,990	1,990	1,990	4,980

6 会議室等の利用料金

時間区分 利用区分	午 前 9時～正午	午 後 1時～5時	夜 間 6時～10 時	全 日 午前9時～ 午後10時
大会議室	円 22,000	円 29,700	円 29,700	円 69,400
小会議室1号	3,710	5,000	5,000	11,700

小会議室2号	2,920	3,940	3,940	9,210
和室1号	7,740	10,400	10,400	24,400
和室2号	7,740	10,400	10,400	24,400
和室3号	7,740	10,400	10,400	24,400
茶室	5,230	7,060	7,060	16,500
スタジオ1号	3,260	4,400	4,400	10,300
スタジオ2号	4,190	5,650	5,650	13,200
スタジオ3号	3,110	4,190	4,190	9,820
スタジオ4号	1,830	2,470	2,470	5,770
スタジオ5号	3,770	5,080	5,080	11,900
多目的ルーム	22,600	30,500	30,500	71,500

別表備考第4号中「展示ホール」を「イベントホール」に改め、同表備考第8号中「ホール利用の場合に限り、応接室は特別会議室利用の」を「、メインホール又は音楽ホールを利用する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口総合文化センター設置及び管理条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 令和7年4月1日から施行日の前日までの間に施行日以後の利用の許可を受けたものから当該利用に係る利用料金を徴収する場合には、この条例による改正前の川口総合文化センター設置及び管理条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により利用料金を徴収するものとする。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 46号

川口市鳩ヶ谷集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市鳩ヶ谷集会所設置及び管理条例（平成23年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条の表川口市鳩ヶ谷緑町1丁目集会所の項及び川口市南鳩ヶ谷7丁目集会所の項を削る。

別表備考第1号中「、南鳩ヶ谷7丁目集会所」を削り、「、三ツ和2丁目集会所」を「及び三ツ和2丁目集会所」に改め、同表備考第2号中「、鳩ヶ谷緑町1丁目集会所、」を「及び」に改める。

附 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 47号

川口市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第14条第7項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第33条 無料低額宿泊所及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 無料低額宿泊所及びその職員は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 48号

川口市社会福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市社会福祉センター設置及び管理条例（平成8年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条第2号を次のように改める。

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を行う事業（以下「生活介護事業」という。）に関する事。

第4条を第3条とする。

第5条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 障害者総合支援法第22条第8項の障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定により措置の決定を受けた者

第5条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により措置の決定を受けた者

第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第1号中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第2項中「地域活動支援センター事業」を「生活介護事業」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条第1号中「地域活動支援センター事業」を「生活介護事業」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1項中「第10条」を「第9条」に改め、同項第3号中「第5条第4号」を「第4条第5号」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1項中「第10条」を「第9条」に改め、「老人デイサービス事業」の次に「又は生活介護事業」を加え、「又は第5条第2号若しくは第3号に掲げる

者で地域活動支援センター事業に係るセンターの利用の許可を受けたもの」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 生活介護事業に係る利用料金の額は、障害者総合支援法に基づき主務大臣が定める基準により算定した額及び障害者総合支援法第29条第1項に規定する特定費用として市長が別に定める額の合計額とする。

第13条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。
第16条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第15条とし、第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 49号

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第15条の2 母子生活支援施設は、当該母子生活支援施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第12条の2に規定することも家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区別すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

第26条第1項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）」を「児童福祉施設設備運営基準」に改める。

第34条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第15条の次に1条を加える改正規定及び第26条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 50号

川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第72号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。
）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、
同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分
を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協
力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるも
のをいう。

第6条第3項第1号中「当該」を削り、「第27条に規定する小規模保育事業A
型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小
規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改
め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれか
を満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように
改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次の
ア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担
及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするため
の措置が講ぜられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために
必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難である
こと。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保

が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第28条第5号、第33条第5号及び第43条第5号中「屋外遊戯場の面積は、前号」を「屋外遊戯場の面積は、同号」に改める。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 51号

川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第12条中「第6条」を「第5条」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の施行の日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 52号

川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を定める条例（平成29年条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 53号

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第71号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同号」を「同項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該」を削り、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 54号

川口市敬老祝金贈呈条例の一部を改正する条例

川口市敬老祝金贈呈条例（昭和57年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第3条の表喜寿の祝金の項を削り、同表米寿の祝金の項中「20,000円」を「10,000円」に改め、同表白寿の祝金の項中「50,000円」を「30,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 55号

川口市老人デイサービスセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例
川口市老人デイサービスセンター設置及び管理条例（平成5年条例第23号）の
一部を次のように改正する。

第2条の表川口市老人デイサービスセンター横曽根れんげそうの項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 56号

川口市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例の一部を改正する条例
川口市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例（平成8年条例第12号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、心身の機能の障害がある者であつて、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあると認められるものとして規則で定める者

第2条第2項中「次に掲げる」を削り、同項各号を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 57号

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書及び第22条第1項中「220,000円」を「240,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の川口市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 58号

川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第151条第13項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(川口市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 川口市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第57号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第6号及び第23条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(川口市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 川口市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書及び第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(川口市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 川口市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第61号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第45条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項中「の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

加え、同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(川口市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 川口市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第62号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び第4号並びに第10項並びに第37条第1項ただし書及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第87条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(川口市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 川口市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年条例第64号)の一部を次のように改正する。

第37条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(川口市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 川口市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第65号)の一部を次のように改正する。

第45条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(川口市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 川口市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第66号)の一部を次のように改正する。

第30条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第10条 川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第79号）の一部を次のように改正する。

第130条第1項ただし書及び第4号、第166条第1項ただし書及び第3号並びに第173条第1項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第11条 川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成29年条例第84号）の一部を次のように改正する。

第94条第1項ただし書及び第4号、第133条第1項ただし書及び第3号並びに第140条第1項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第12条 川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書及び第3号並びに同条第7項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（川口市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第13条 川口市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 59号

川口市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「員数」の次に「（川口市介護保険運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に改め、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、川口市介護保険運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 60号

川口市立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立体育施設設置及び管理条例（昭和43年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「（館にあっては、館長）」を削る。

第7条ただし書中「休所若しくは休館する」を「休所する」に改める。

第10条の見出し中「又は入館」を削り、同条中「若しくは入館」及び「若しくは退館」を削る。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（川口市立体育館設置及び管理条例等の廃止）」を付する。

附則に次の1項を加える。

（川口市立北スポーツセンターの供用の休止）

3 川口市立北スポーツセンターは、当分の間、第2条第1項の規定にかかわらず、供用を休止する。

別表第1川口市立西スポーツセンターの項の次に次のように加える。

川口市立北スポーツセンター	川口市大字木曾呂1428番1
---------------	----------------

別表第1川口市立神根運動場の項、川口市立戸塚体育館の項及び川口市立根岸体育館の項を削る。

別表第2川口市立北スポーツセンターの項を削る。

別表第3の1運動施設の表北スポーツセンターの項を次のように改める。

北スポーツセンター	競技場	団体	専用	1 日	7,700
		個人	一般	1 日	220
			生徒及び児童	1 日	110

別表第3の1運動施設の表神根運動場の項、戸塚体育館の項及び根岸体育館の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第5条、第7条ただし書並びに第10条の見出し及び同条の改正規定、別表第1の改正規定（川口市立戸塚体育館の項を削る部分に限る。）並びに別表第3の1運動施設の表の改正規定（戸塚体育館の項を削る部分に限る。）は同年7月1日から、附則の改正規定は令和8年9月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 61号

川口市中小企業融資条例の一部を改正する条例

川口市中小企業融資条例（平成12年条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号中「第2条第29項第1号」を「第2条第31項第1号」に改め、同項第2号中「第2条第29項第2号」を「第2条第31項第2号」に改め、同項第3号中「第2条第29項第3号」を「第2条第31項第3号」に改め、同項第4号中「第2条第29項第4号」を「第2条第31項第4号」に改め、同項第5号中「第2条第29項第5号」を「第2条第31項第5号」に改め、同項第6号中「第2条第29項第6号」を「第2条第31項第6号」に改める。

第3条第1項第7号から第9号までを次のように改める。

(7) から(9) まで 削除

第10条から第12条までを次のように改める。

第10条から第12条まで 削除

第18条第1項ただし書中「、第8号」を削る。

第23条第1項及び第2項並びに第26条第3号中「、第11条」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 62号

川口市土砂の堆積等の規制に関する条例を廃止する条例

川口市土砂の堆積等の規制に関する条例（平成29年条例第94号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年5月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの条例による廃止前の川口市土砂の堆積等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第9条第1項又は旧条例第12条第1項の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際、許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第9条第1項の許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第9条第1項の許可を受ける者に関する旧条例第8条、第11条、第13条から第20条まで、第24条、第25条及び第27条の規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（施行日前まで又は施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第8条第2項若しくは第3項又は第27条の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧条例第8条第2項又は第3項の規定による命令を受けた者に係る同条第1項並びに旧条例第24条及び第25条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第27条の規定による命令を受けた者に係る旧条例第11条第1項及び第2項、第24条並びに第25条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第21条第1項の規定により指定されている土砂の搬入を禁止する土地の区域に係る旧条例第22条から第25条までの規定の

適用については、なお従前の例による。

- 7 施行日前にした行為及び附則第3項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 63号

川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市建築基準法等関係事務手数料条例（平成11年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「次号」の次に「から第4号まで」を加え、同項第2号中「もの」の次に「に限り、次号及び第4号に規定するものを除く。」を加え、同項第11号を同項第14号とし、同項第10号中「同表（オ）の欄」を「同表（カ）の欄」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、同項第7号中「もの」の次に「に限り、次号に規定するものを除く。」を加え、同号イ中「第5号」を「第7号」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (10) 法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する通知に対する完了検査手数料（当該申請又は通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る部分が含まれるものに限る。）1件につき 第7号又は第8号の額（昇降機を含む建築物については前号の額）に、1の建築物ごとに、別表第1（ア）の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（オ）の欄に定める額を加算した額

第2条第1項第6号中「次号」の次に「及び第10号」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号中「及び第7号」を「から第10号まで」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請手数料又は法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査手数料（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為であって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロの基準に適合する建築物の建築に限る。）1件に

つき 第1号の額（昇降機を含む建築物については前号の額）に、1の建築物ごとに、別表第1の2（ア）の欄に掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額を加算した額

- (4) 法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請手数料又は法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査手数料（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして行う同法第11条第2項において準用する同条第1項ただし書又は同法第12条第3項において準用する同条第2項ただし書に規定する特定建築行為であって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロの基準に適合する建築物の建築に限る。） 1件につき 第1号の額（昇降機を含む建築物については第2号の額）に、1の建築物ごとに、別表第1の2（ア）の欄に掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（ウ）の欄に定める額を加算した額

第2条第4項中「第1項第10号」を「第1項第13号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項第5号及び第6号」を「第1項第7号、第8号及び第10号」に改め、「部分の床面積」の次に「（同号の床面積の合計にあつては、市長が別に定める部分の床面積を除く。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第3号及び第4号の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

第5条第1項第2号及び第5号中「第3号」を「第4号」に改める。

第6条第1号イ（ア）中「及び（ウ）」を「から（エ）まで」に改め、同号イ（イ）中「、別表第6及び別表第7」を「及び別表第6」に、「及び別表第6」を「及び同表」

に改め、同号イ(エ)中「(ウ)まで」を「(エ)まで」に、「及び(エ)の欄」を「(エ)の欄及び(オ)の欄」に改め、同号イ(エ)を同号イ(オ)とし、同号イ(ウ)中「第3号イ(ウ)」を「第3号イ(エ)」に、「同表(エ)の欄」を「同表(オ)の欄」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(エ)とし、同号イ(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 誘導仕様・計算併用法（建築物が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するかどうかの判定に用いる方法をいう。第3号イ(ウ)及び別表第6において同じ。）により評価する場合 1件につき 別表第4(ア)の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(エ)の欄に定める額

第6条第2号中「第3号」を「第4号」に改め、同条第3号イ(ア)中「及び(ウ)」を「から(エ)まで」に改め、同号イ(エ)中「(ウ)まで」を「(エ)まで」に、「及び(エ)の欄」を「(エ)の欄及び(オ)の欄」に改め、同イ(エ)を同号イ(オ)とし、同号イ(ウ)中「同表(エ)の欄」を「同表(オ)の欄」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(エ)とし、同号イ(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 誘導仕様・計算併用法により評価する場合 1件につき 別表第4(ア)の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(エ)の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

第6条第4号中「第3号」を「第4号」に改める。

第7条第1項第1号中「第12条第1項若しくは」を「第11条第1項若しくは」に、「第13条第2項若しくは」を「第12条第2項若しくは」に改め、同号ア(ア)中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、「評価の方法」の次に「、建築物又は建築物の部分の別」を加え、同号ア(イ)中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、「評価の方法」の次に「、建築物又は建築物の部分の別」を加え、同号イ(ア)中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、「掲げる」の次に「建築物又は建築物の部分の別及び」を加え、同号イ(イ)中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、「掲げる」の次に「建築物又は建築物の部分の別

及び」を加え、同項第2号中「(平成28年国土交通省令第5号)第11条」を「第13条」に改め、同号ア中「評価の方法」の次に「、建築物又は建築物の部分の別」を加え、同号イ中「掲げる」の次に「建築物又は建築物の部分の別及び」を加え、同項第3号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号ア中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第3号」を「第4号」に改め、同項第5号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同号ア(ア)中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同項第6号中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第3号」を「第4号」に改め、同項第7号を削り、同条第2項中「、第5号及び第7号」を「及び第5号」に、「同項第3号」を「同項第1号及び第2号に規定する床面積の合計にあつては省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物の共用部分の床面積を、前項第3号」に改め、「、前項第7号に規定する床面積の合計にあつては省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物の共用部分の床面積を」を削る。

第11条第1項中「第3号」を「第4号」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)
床面積の合計	第2条第1項第1号	第2条第1項第7号	第2条第1項第8号	第2条第1項第10号	第2条第1項第13号
1 30平方メートル以内の場合	8,000円	15,000円	12,000円	3,000円	13,000円
2 30平方メートルを超え、100平方メートル以内の場合	20,000円	24,000円	15,000円	5,000円	17,000円
3 100平方メートルを超え、200平方メートル以内の場合	34,000円	34,000円	23,000円	6,000円	23,000円
4 200平方メートルを超え、300平方メートル以内の場合	36,000円	37,000円	28,000円	7,000円	27,000円
5 300平方メ	39,000円	42,000円	36,000円	8,000円	33,000円

メートルを超え、 500平方メー トル以内の場合						
6 500平方メ ートルを超え、 1,000平方 メートル以内の 場合	58,000円	59,000円	57,000円	11,000円	52,000円	
7 1,000平 方メートルを超 え、2,000 平方メートル以 内の場合	78,000円	82,000円	77,000円	16,000円	72,000円	
8 2,000平 方メートルを超 え、10,00 0平方メートル 以内の場合	235,000円	208,000円	191,000円	41,000円	165,000円	
9 10,000 平方メートルを 超え、50,0 00平方メー トル以内の場合	420,000円	331,000円	315,000円	66,000円	261,000円	
10 50,00 0平方メー トルを 超える場合	777,000円	666,000円	650,000円	133,000円	552,000円	

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2（第2条関係）

(ア)		(イ)	(ウ)
住宅の種類	床面積の合計		
一戸建ての住宅	200平方メー トル未満の場合	14,000円	7,000円
	200平方メー トル以上の場合	16,000円	8,000円
住宅用途を含む 建築物の住宅部 分	300平方メー トル未満の場合	27,000円	13,500円
	300平方メー トル以上2,000 平方メートル未満 の場合	43,000円	21,500円
	2,000平方メ ートル以上5,0 00平方メー トル未満の場合	68,000円	34,000円
	5,000平方メ ートル以上の場合	88,000円	44,000円

別表第4中

(ウ)	(エ)	
20,000円	\	
22,000円		
38,000円		
66,000円		
121,000円		
183,000円		
\	102,000円	を
	130,000円	
	171,000円	
	277,000円	
	362,000円	
	435,000円	
	510,000円	

(ウ)	(エ)	(オ)
20,000円	29,000円	
22,000円	33,000円	
38,000円	59,000円	
66,000円	100,000円	
121,000円	175,000円	
183,000円	256,000円	
		102,000円
		130,000円
		171,000円
		277,000円
		362,000円
		435,000円
		510,000円

に改める。

別表第4の2及び別表第4の3を次のように改める。

別表第4の2（第7条関係）

(ア)			(イ)
評価の方法	建築物又は建築物の部分の別	床面積の合計	
住宅に係る標準入手法 (建築物が省令第1条 第1項第2号イ(1)及 びロ(1)に定める基準 に適合するかどうかの 判定に用いる方法をい う。)	一戸建ての住宅	200平方メートル未 満の場合	40,000円
		200平方メートル以 上の場合	44,000円
	住宅用途を含む建築物 の住宅部分	300平方メートル未 満の場合	80,000円
		300平方メートル以 上2,000平方メー トル未満の場合	135,000円
		2,000平方メー トル以上5,000平方 メートル未満の場合	230,000円
		5,000平方メー トル以上の場合	330,000円
	仕様基準(建築物が省 令第1条第1項第2号 イ(2)及びロ(2)に定 める基準に適合するか どうかの判定に用いる 方法をいう。)	一戸建ての住宅	200平方メートル未 満の場合
200平方メートル以 上の場合			22,000円
住宅用途を含む建築物 の住宅部分		300平方メートル未 満の場合	38,000円
		300平方メートル以 上2,000平方メー トル未満の場合	66,000円
		2,000平方メー トル以上5,000平方 メートル未満の場合	121,000円
		5,000平方メー トル以上の場合	183,000円
仕様・計算併用法(建 築物が省令第1条第1 項第2号イ(1)及びロ (2)又は同号イ(2)及 びロ(1)に定める基準 に適合するかどうかの 判定に用いる方法をい う。)		一戸建ての住宅	200平方メートル未 満の場合
	200平方メートル以 上の場合		33,000円
	住宅用途を含む建築物 の住宅部分	300平方メートル未 満の場合	59,000円
		300平方メートル以 上2,000平方メー トル未満の場合	100,000円
		2,000平方メー トル以上5,000平方 メートル未満の場合	175,000円

		5,000平方メートル以上の場合	256,000円
非住宅に係る標準入力法（建築物が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するかどうかの判定に用いる方法をいう。）	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	267,000円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	334,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	432,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	616,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	759,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	898,000円
		25,000平方メートル以上の場合	1,024,000円
非住宅に係るモデル建築物法（建築物が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するかどうかの判定に用いる方法をいう。）	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	102,000円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	130,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	171,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	277,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	362,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	435,000円
		25,000平方メートル以上の場合	510,000円

別表第4の3（第7条関係）

(ア)	(イ)
-----	-----

建築物又は建築物の部分の別	床面積の合計	
一戸建ての住宅		5,000円
住宅用途を含む建築物の住宅部分	300平方メートル未満の場合	11,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	23,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	52,000円
	5,000平方メートル以上の場合	94,000円
非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	11,000円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	19,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	31,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	94,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	149,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	188,000円
	25,000平方メートル以上の場合	235,000円

別表第6中

誘導仕様基準	一戸建ての住宅	200平方メートル未満の場合	20,000円	を
		200平方メートル以上の場合	22,000円	
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	300平方メートル未満の場合	38,000円	
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	66,000円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	121,000円	
		5,000平方メートル以上の場合	183,000円	

誘導仕様基準	一戸建ての住宅	200平方メートル未満の場合	20,000円
		200平方メートル以上の場合	22,000円
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	300平方メートル未満の場合	38,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	66,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	121,000円
		5,000平方メートル以上の場合	183,000円
誘導仕様・計算併用法	一戸建ての住宅	200平方メートル未満の場合	29,000円
		200平方メートル以上の場合	33,000円
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	300平方メートル未満の場合	59,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	100,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	175,000円
		5,000平方メートル以上の場合	256,000円

に改め

る。

別表第7を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市建築基準法等関係事務手数料条例（以下「新条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 新条例別表第1、別表第4及び別表第6の規定（新条例第2条第1項第1号、第2号、第7号から第10号まで及び第13号、第5条第1項第5号、第6条第4号並びに第7条第1項第6号に規定する手数料について適用される場合（新条例第2条第1項第1号及び第2号に規定する手数料にあつては、確認を受けた建築物の計画を変更する場合に限る。）に限る。）は、施行日以後にその建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事に着手する建築物に関する申請に係る手数料について適用し、施行日前にその建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事に着手した建築物に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 64号

川口市都市公園条例の一部を改正する条例

川口市都市公園条例（昭和53年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第10条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

別表第2神根公園の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第10条第6号の改正規定は、同年6月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 65号

川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「508,300人」を「589,000人」に改め、同項第3号中「262,900立方メートル」を「260,540立方メートル」に改める。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 66号

川口市水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

川口市水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条に1号を加える改正規定及び第4条に2号を加える改正規定中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 67号

川口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

川口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">30年以上</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">円 979,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">909,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">849,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">809,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">734,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">689,000</td></tr> </table>	30年以上	円 979,000	909,000	849,000	809,000	734,000	689,000	を	「	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">30年以上 35年未満</td> <td style="text-align: center;">35年以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">円 979,000</td> <td style="text-align: right;">円 1,079,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">909,000</td> <td style="text-align: center;">1,009,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">849,000</td> <td style="text-align: center;">949,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">809,000</td> <td style="text-align: center;">909,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">734,000</td> <td style="text-align: center;">834,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">689,000</td> <td style="text-align: center;">789,000</td> </tr> </table>	30年以上 35年未満	35年以上	円 979,000	円 1,079,000	909,000	1,009,000	849,000	949,000	809,000	909,000	734,000	834,000	689,000	789,000	」に改める。
30年以上																											
円 979,000																											
909,000																											
849,000																											
809,000																											
734,000																											
689,000																											
30年以上 35年未満	35年以上																										
円 979,000	円 1,079,000																										
909,000	1,009,000																										
849,000	949,000																										
809,000	909,000																										
734,000	834,000																										
689,000	789,000																										

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 68号

川口市川口駅周辺再整備基金条例

(設置)

第1条 川口駅及び駅周辺の再整備に要する経費の財源に充てるため、川口市川口駅周辺再整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 次号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

(2) 基金への積立てを指定された寄附金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、川口駅及び駅周辺の再整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、その一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 69号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 A氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 70号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 B氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 71号

訴えの提起について

一般被保険者返納金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 C氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 72号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 D氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 73号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金及び母子福祉資金償還金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 E氏
F氏

2 事件の内容

上記、E氏は、母子福祉資金について、上記、F氏は、奨学資金貸付金及び母子福祉資金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息並びに母子福祉資金償還金及びこれに係る違約金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金及び母子福祉資金償還金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 74号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 G氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 75号

訴えの提起について

一般被保険者返納金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

神奈川県厚木市在住 H氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 76号

訴えの提起について

一般被保険者返納金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

石川県金沢市在住 I氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 77号

訴えの提起について

一般被保険者返納金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 J氏

K氏

東京都世田谷区在住 L氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 78号

訴えの提起について

一般被保険者返納金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 M氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 79号

訴えの提起について

一般被保険者返納金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

東京都八王子市在住 N氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 80号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議決を求める。

記

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和7年4月1日
- 3 契約の金額 15,280,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 埼玉県さいたま市浦和区元町3丁目20番1号

公認会計士 久保直生

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第 81号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
鳩ヶ谷 第467-1号線	三ツ和2丁目34番8地先	三ツ和2丁目34番11地先		4.0	51.2

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

認定路線位置概図



議案第 82号

川口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

川口市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により同意を求める。

記

板橋 智之 63歳 川口市在住

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

経 歴 書

氏 名 板橋 智之

年 齢 63歳

現住所 川口市在住

昭和57年 2月 宅地建物取引士

昭和59年12月 二級建築士

平成15年 5月 川口市議会議員

平成27年 4月 埼玉県議会議員

令和 4年 4月 川口市固定資産評価審査委員会委員長

令和 6年 3月 川口市選挙管理委員会委員長

議案第 83号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

清 水 秀 文 64歳 川口市在住

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 清 水 秀 文

年 齢 64歳

現 住 所 川口市在住

平成27年 1月 特定非営利活動法人スマイリングキッズバイ想根会代表理事

令和 元年 7月 人権擁護委員

令和 4年 7月 人権擁護委員

令和 4年12月 神根地区民生委員児童委員協議会会長

令和 5年 5月 神根地区社会福祉協議会会長

議案第 84号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

高 田 勝 73歳 川口市在住

令和7年2月25日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 高 田 勝

年 齢 73歳

現 住 所 川口市在住

平成27年 4月 川口市副市長

令和 2年10月 民生委員・児童委員

令和 4年 6月 公益財団法人川口総合文化センター理事

令和 5年 6月 社会福祉法人めだかすとりいむ理事長